

9 月 1 8 日 (木)

(第 3 日 目)

平成26年第4回南関町議会定例会（第3号）

平成26年9月18日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 議事日程

開会宣告

議事日程の報告

日程第1 一般質問について（2名）

① 6番議員 ② 2番議員

2. 出席議員は次のとおりである。（12名）

1番 立山比呂志君

2番 杉村博明君

3番 井下忠俊君

4番 立山秀喜君

5番 境田敏高君

6番 打越潤一君

7番 鶴地仁君

8番 田口浩君

9番 山口純子君

10番 本田真二君

11番 橋永芳政君

12番 酒見喬君

3. 欠席議員なし

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名（12名）

町 長 佐藤安彦君 住民課長 菅原力君

副町長 本山一男君 福祉課長 坂井智徳君

教育長 大里耕守君 経済課長 西田裕幸君

総務課長 堀賢司君 建設課長 古澤平君

会計管理者 木村浩二君 教育課長 大石和幸君

まちづくり推進課長 大木義隆君 延寿荘長 福井隆一君

5. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名（2名）

議会事務局長 松本寛君 書記 坂口智美君

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（酒見 喬君） 起立、礼、おはようございます。

ただ今から本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりです。

-----○-----

日程第1 一般質問

○議長（酒見 喬君） 日程第1、一般質問を行います。

発言の通告があつていますので、順次質問を許します。

6番議員の質問を許します。6番議員。

○6番議員（打越潤一君） おはようございます。

すみません。声だけは大きいもので、本当お許してください。

6番議員の打越です。2日目の一般質問に入らせていただきます。

産廃処分場エコアくまもとの譲渡式が9月3日、現地に関係者約90人が参加され、大屋根、縦220メートル、横155メートルを支える柱や鉄骨の設置完成を祝ったと、熊日新聞に載っておりました。幸いにも、当南関町には本年も豪雨等も少なく、現在のところ、工事は予定どおり来年の9月30日完成に向けて順調に進んでいるようでございます。こういうことを背景に、今回の質問は、1、交通安全対策について、産廃処分場建設が約1年で完成見込みであります。産廃受け入れによる県道改良等の進捗状況について尋ねます。①歩道の測量等は進んでいるようであるが、県道大牟田植木線の和水町境から、処分場入り口まではどうなっているか。②用地買収、工事発注等、今後の計画はどうか。③処分場完成と同時に、地元住民が望む安心・安全な交通アクセスは間に合うか。

2としまして、企業の騒音について。産廃処分場に近い町の誘致企業である企業からの騒音が最近、夜間に頻繁に聞こえます。敷地内、施設内の対策を指導できないものか。昼間の騒音はお互いに生活のために生産活動をしているので我慢できると思うのです。

以上、2点についてお尋ねします。あとの質問は自席で行います。よろしく願いします。

○議長（酒見 喬君） 6番議員の質問に対する答弁を求めます。町長。

○町長（佐藤安彦君） おはようございます。

6番、打越議員のご質問にお答えします。

はじめに、公共関与型最終処分場の完成見込みに伴う交通安全対策についてのご質問にお答えします。平成27年9月末完成予定の最終処分場への接続道路建設に

伴います県道改良等の進捗状況につきましては、まず歩道整備は町道石井線出口から手前約300メートルの区間を県道改良工事に伴い、幅員2.5メートルで行う計画であります。それに伴う用地買収及び工事発注の今後の計画につきましては、今月中に地権者と現地立会を行い、来月より用地買収、年内に契約並びに登録事務を完了させ、県の入札事務に2カ月の期間を要するため、来年3月上旬、業者発注の予定であるとお聞きしております。

また、県道から処分場までの接続道路につきましては、町道新設改良工事、内田川の橋梁工事を来年3月上旬に発注し、平成27年度いっぱいがかかる見込みであり、処分場完成に伴う交通アクセス道路につきましては、平成27年度中は町道冷水線を利用することになると聞いております。

次の企業の騒音対策について、最近、夜間の騒音が頻繁に聞こえる。施設内の対策を指導できないかというご質問にお答えします。ご質問のあっている企業がどこか特定できませんので、具体的に対策についてはお答えできませんが、一般的には騒音問題があるのであれば、騒音に関しては住民課へ、企業関係のことに关しましてはまちづくり推進課へと、町の担当課のほうへご相談いただき、必要であれば手順を踏んで調査を実施し、その結果に基づいて指導等が必要であれば、関係課より実施していくことになると思います。

以上お答えしまして、この後の質問につきましては自席でお答えさせていただきます。なお、詳細、個別の質問につきましては、担当課長よりお答えさせていただきます。

○議長（酒見 喬君） 6番議員。

○6番議員（打越潤一君） 一応来年の9月30日完成予定というようなことで、町のほうも、また県のほうもですね、測量あるいは用地買収と、本当限られた人数の中で一生懸命、仕事をされて大変だと思います。地元のほうも精一杯それに応えるようにしなければいけないんですけど、なかなかもう今年9月、今、中旬ですけれども、来年の1年間というようなことを見ますと、なかなか地元住民が思うような形で進んでいないところがございます。それで、一応隣の和水町ですかね、県道の内田橋から内藤橋区間からの地元説明会が行われたというようなことに、隣の和水町の高巣町議も地元の関係者でいらっしゃいますので、そういうお話をしたところです。一番安心・安全な交通安全を一人でも関係者といいますか、そこを通る人が事故に遭わないためには、やっぱり早急にしていただかなければできないというようなことで、一応建設課長のほうにお伺いしたんです。一応和水町のほうの説明会の状況がもし分かればお願いしたいと思います。

○議長（酒見 喬君） 建設課長。

○建設課長（古澤 平君） 一応県のほうに確認をとりまして、去る8月28日の日に夜7時半から、内田区の集会所におきまして、今、内田橋のほうが新しく架け替わっておりますけど、その南関寄り側の終点部分から約1キロ、こちらのほうから行きますと高速のボックスをくぐりまして、大石製材所の入り口のところがありませんけれど、だいたいあのへんまでが1キロということで、その間の歩道整備ということで、南関と同じように、幅員が2メートル50の歩道を設置するという説明会のほうを、これは今から測量に入りますという説明会でございます。予定といたしましては、今年度中に詳細設計を行って、用地測量を行い、来年度からその用地買収を始めるというところで説明をされているようです。以上でございます。

○議長（酒見 喬君） 6番議員。

○6番議員（打越潤一君） 今、建設課長からお伺いしましたが、一応内田橋じゃなくて内藤橋が出来上がっておりますので、それから一応手前のほうに歩道は内藤橋では下流側ですたいね。今、和水町の高速道路のボックスのところは、今、大石製材所の入り口のところは歩道が出来ておりますので、恐らくずっとあそこも熊本方面に向かって右側のほうが歩道が出来るとは思っているところです。それで、今、課長の説明によりますと、高速道路のボックスまでは一応そういうふうな地元説明会が8月28日に行われたということでございます。だから、そのボックス手前から南関町境ですたいね、あの火葬場があるところ。それから、火葬場から私たち米田に入りますが、高速道路のボックスから新しく米田鬼王線の新設道路事業というんですかね、そこまでの間はちょっとどんななっているかをお尋ねします。

○議長（酒見 喬君） 建設課長。

○建設課長（古澤 平君） 先ほど内田橋と内藤橋を間違えて発言してしまいました。訂正いたします。

今ご質問のボックスからボックスまでの間の期間でございますけど、一応これも県のほうに確認をしましたところ、まず和水側につきましては先ほどの部分を急ぐということで、南関町につきましては今現在、北の辺田の入り口から金型プラザまでの約1キロについては、もう既に用地測量が終わって、用地交渉を行っているということで、その部分は今、約50%ほど用地買収が済んでいるということで、その金型プラザからですね、処分場の取付道路までの間、約700メートルくらいあるんですけれど、その部分を今年度中に測量をして、用地を確定させて、来年度から用地買収を行うと。工事につきましても用地が出来たところから27年度中には工事に入りたいというような計画でございました。

それから、ボックスから処分場の取り付けでございますけど、この部分につきま

してが、これはもう先ほど町長が説明いたしましたとおり、もう今月の半ばぐらいから用地のお願いをいたしまして、それから来月中には用地買収の話を地元のほうに持っていきたいと。取付道路と同時期に、来年3月には着工に入りたいという、県のほうからは聞いております。以上でございます。

○議長（酒見 喬君） 6 番議員。

○6 番議員（打越潤一君） ちょっと私の説明が悪かったと思いますが、今、町長の答弁、建設課の答弁でしますと、町道の取付道路の部分だろうと思うとですよ。古澤課長が説明しなはるとは、金型プラザから米田の、私たちの大場鬼王線の入り口よりちょっと、旧菊水町ですかね、あっちのほうにいったところが700メートルぐらい工事されるということは、地元説明会、今、私が尋ねているのは、エイティ九州のところのボックスから町村境ですね、火葬場の前と今言われた大石製材所のボックスのところから、その間がまだ全然予定というか、計画というか、そういうのは上がってないものですから、その分が心配でございますので、ちょっとそこらあたりの情報がもしあれば、なければもうしょうなかですけど。

○議長（酒見 喬君） 建設課長。

○建設課長（古澤 平君） 一応その部分の確認も県のほうに行いました。先ほど説明いたしましたように、まず優先順番というのが県のほうでも決められておまして、ちょっとそのボックスからボックスまでの間につきましてが、今のところ、児童等の通行がないということで、県の予定といたしましては、先ほど説明いたしました歩道整備が出来上がった後に、その出来上がった後にもう一つありますので、北の辺田の入り口から小学校までの間に歩道がございます。ただし、その歩道につきましてが、相当昔に設置されています歩道で、幅も狭くて段差があるために、まずそこを修繕工事を行った後に、先ほどの部分については工事を行うという計画でございます。

○議長（酒見 喬君） 6 番議員。

○6 番議員（打越潤一君） 分かりました。

一番優先度合いからすると、先ほど課長の答弁にありましたようなところが、一番優先するところ、また北の辺田から第四小学校の下あたりは、現在歩道が約1メートルぐらいですかね、狭いものですから、そこらあたりを優先していただくことは本当坂下四ッ原ですか、そういう地元にとりましても、また南関町にとりましても、優先度合いは高いかなという感じはします。それと、一連の工事として、先ほど一応計画としてどういう順番になつとるかという、そこらあたりもやっぱり処分場が出来ますと、大型トラックあたりの量が、今までと比べてその分多くなりますので、やっぱりそこらあたりの分の将来的な交通量というか、県道の整備あたりも

しとかなければいけませんので、そういう形でお聞きしました。

また、古澤課長のほうから答えていただきましたけれども、米田バス停から北の辺田西までの区間の用地買収の計画は、約50%済んだというようなことでございました。用地買収が全部済まない、やっぱり道路の拡幅、歩道建設ということは、恐らくできないでしょうから、今年もあと残されて3カ月ですかね、今年ですね。年度は約半年でございまして。これはやっぱり50%残っているというとは、やっぱり宅地あたりが主に残るとでしようね。ちょっとそこをお尋ねします。

○議長（酒見 喬君） 建設課長。

○建設課長（古澤 平君） これもちょっと確認いたしました。約50%、用地買収が済んでいるということで、やはり宅地に関わる分についてがなかなか進んでいないようでございます。今年度中ですね、用地ができております部分で、北の辺田公民館の手前までの約350メートル区間については、一応発注の予定であるというふうに聞いております。以上でございます。

○議長（酒見 喬君） 6番議員。

○6番議員（打越潤一君） 宅地がないところで考えますと、からあげ亭の側あたりですかね、その300メートルというとは。

○議長（酒見 喬君） 建設課長。

○建設課長（古澤 平君） すみません。はっきりとは確認しておりませんが、ちょっと北の辺田公民館から直線の分が、からあげ亭までございますけど、その部分の中の350メートルということで聞いております。

○議長（酒見 喬君） 6番議員。

○6番議員（打越潤一君） だいたい頭にちょっと描いておりますが、北の辺田西のほうのところは、宅地がありますので、あそこのカーブを切ったところ、直接のところだと思います。北の辺田橋の手前、からあげ亭の側付近までですかね。宅地が、うちの米田のほうでは、2件ですかね、一応買われて、そこらあたりはまだちょっと一人の関係者については移転先を探しておられる状態でしたので。

そのほか北の辺田の一番起点側のところあたりはちょっと倉庫がかかるということで、その先のカーブのところは多分、家はかからないだろうと思います。そこらありも一応年度内の目途ぐらいは立つとですかね。そこらあたりをお願いします。

○議長（酒見 喬君） 建設課長。

○建設課長（古澤 平君） 今、打越議員が申されている部分というのは、多分、菅牟田線の入り口のところで、南関に向かって左側のほうに歩道がきていた分が右のほうに切り替わりますので、その部分じゃないですかね。

○議長（酒見 喬君） 6番議員。

○6番議員（打越潤一君） 今ちょっと宅地のほうで、その50%の中で入っとる分が一番大場入り口のほうです。米田に向かって左側のちょうど県道から町道が斜めに入っていますね。そこから先のところ、そこらあたりの部分をお尋ねしているわけです。多分、建物の移転はないだろうと、自分では思っておりますので、そこらあたりの分が年内には終わるかなというような感じで思っておりますが、そこらあたりは分かりますか。

○議長（酒見 喬君） 建設課長。

○建設課長（古澤 平君） 申し訳ございません。具体的にどの部分というのがはっきり確認をとっておりませんので、この場ではお答えできません。すみません。

○議長（酒見 喬君） 6番議員。

○6番議員（打越潤一君） 分かりました。それでは次にいきます。

野中橋から、別事業といいますか、私たちの白間山開発道路といいますか、その鬼王大場線といいますか、そこらあたりの測量については、先般、米田のほうにも何か測量作業のお知らせということで、7月下旬から9月の中旬まで、約2カ月間というようなことのお知らせをいただいております。これが終わったら事業説明会を行うということでございますけど、これが一応27年度中工事ということはちょっと知りましたが、ちょっとその前の分をもう一回お願いしてよろしいですか。事業説明会が12月まで終わるか、そこらあたりの分。

○議長（酒見 喬君） 建設課長。

○建設課長（古澤 平君） 取り付けの部分と県道と併せてですね。一応ですね、今、測量が終わりまして、幅杭を打たせていただいている部分じゃなくて。すみません。

○議長（酒見 喬君） 6番議員。

○6番議員（打越潤一君） この金型プラザから、ちょうど米田鬼王線の新設事業までの間です。これが7月下旬から9月の中旬、約2カ月間行われるという、その部分の事業が終わったら説明会をするというようなことございますので、12月までのうちに説明会、あるいは27年中にもう工事を発注するというような答弁がありましたので、その間の用地買収あたりがちょっと正確に聞き漏らしましたので、そこをお願いしたいということです。

○議長（酒見 喬君） 建設課長。

○建設課長（古澤 平君） 県道の歩道整備の部分ですね。金型プラザから今回の取付道路の手前までの部分につきまして、一応先だって測量に入りますという説明会が行われたと思います。今、詳細設計のほうに入っておりますので、一応今年度、これが何月というのはちょっとまだこちらのほうに聞いておりませんが、年内に現場説明を行いたいと。だから、12月に入って、年の明け前ぐらいに現場説明に入

って、それから実際の今後、いっぺんその詳細設計をいたしまして、現場説明をいたしまして、現場説明が恐らく12月過ぎになると思います。その現場説明をもとに、再度用地の測量を1月から3月の間に行って、実際、用地買収は27年度の4月以降、用地買収に入るということをございました。

○議長（酒見 喬君） 6番議員。

○6番議員（打越潤一君） はい。ありがとうございました。それでは、ちょっと先ほど聞き漏らしました分が分かりました。用地買収が4月以降、そして工事がそれ以降の発注ということですね。はい、分かりました。

それでは、次が古澤課長が一番何回も発言していらっしゃる場所に移ります。米田鬼王線も県道のちょうどカーブのところに取り付けるようになっております。これは私も関係者でございまして、私のほうは前回、議会前に終わってほしいということで、立ち会いを済ませたところです。だいたいどのくらいかかるかということも確認できました。それで、先ほど説明会が22日頃あるというようなことをご答弁いただきまして、そこも同じ歩道に接する道路でございまして、県道大牟田植木線の一連の工事の中で、それもできると。現地立会が終わりました、あと、こちらのほうの関係者あたりはどのくらいか、地元で私も知っているところなんですけど、それ以上に分かっているところが、私より知る範囲以外のことがあればお尋ねしたいと思います。

○議長（酒見 喬君） 6番議員にお尋ねしますが、県道から処分場までの道路の関係者の方ですか。

○6番議員（打越潤一君） はい。そうです。

○議長（酒見 喬君） 建設課長。

○建設課長（古澤 平君） 今回につきまして、県道から、実際、処分場までの間に1工区と2工区というふうな設定を行っております。1工区につきまして、内田川を渡りまして、今、圃場整備をされているところの中ぐらまでと、それから先を処分場の入り口までを2工区というふうにしておりますけど、一応1工区につきまして、これはもう延べ数で約10名、それから2工区につきまして12名ということで、合わせて22というところで把握しております。

○議長（酒見 喬君） 6番議員。

○6番議員（打越潤一君） 実際は、延べ数だけですね、実数としてはちょっと大分少なくなるんですけども、もう一応地元もうそういう方針が決まりましたので、もう来年の9月ということがありますので、もう恐らくそれぞれの地権者の方も、もう用地買収には協力されるのではなからうかと思っているところです。なにしろ用地買収が今ちょっと、前、私たちがするとき、文筆してそこだけでよかったん

ですけど、何か最近は隣接地まで測量しなければいけないというようなことで、大分時間を要するというようなことで、時間がかかっているところではなかろうかと思えます。

それと、用地買収あたりが不動産鑑定士さん、不動産評価価格というんですか、そういうことで県と町と同じ地域を、片一方は県道、片一方は町が買収すると。そういうことで同じ土地の隣接するところで、県の用地、町の用地というようなことで、地元のほうもその不動産評価価格といいますか、そういうことで買収されるとお聞きしておりますけど、そこらあたりがやっぱり一緒にできない理由というとは、何か個人個人に用地買収するというようなことで、一緒に恐らくこれは入るかなというような感じがしますが、やっぱり今は個人情報といいますか、そこらあたりがちょっと厳しい関係で、それぞれ個人ごとに行かにかいかん、その人が都合が悪かったら、また先伸びするとか、そういうことになるので暇がいておると思いますが、そこらあたりの集団締結するということができない理由は何でしょうかね。そこらあたりをお願いします。

○議長（酒見 喬君） 建設課長。

○建設課長（古澤 平君） 今回の用地買収につきましては、一応これは県道部分と町の町道部分といいますが、一応交付金あたりが関係いたします工事上ということで、今まで町の単価で買収をしておりましたところにつきましても、標準となる部分の鑑定評価を行って、その鑑定評価に基づいて、今度はそれぞれの地域が批准といえますか、課税でいいますと、土地の固定資産の標準値に批准している割合で用地の価格も設定いたしますので、一筆一筆その土地の条件によって価格が異なってまいります。その関係上ですね、やはりこういう用地買収につきましては、一括調印が一番望ましいとは考えておりますけど、やはりそこそこで単価が多少違ってきますので、今回につきましては一応個別用地交渉を行うということで計画をしております。以上です。

○議長（酒見 喬君） 6番議員。

○6番議員（打越潤一君） やっぱり個別交渉となりますと、先ほど申しましたように、個人個人、仕事をされている方は日程上の調整が難しいだろうし、私たち、家におる者にとってはですね、まあ自分の予定が差し支えなければ大丈夫でしょうけれども、なかなかそこらあたりが日にちが先に伸びるというようなことがあります。それと、やっぱりそういう情報を、今までは山林が反当り60万とか、そういうことで決まっておりましたけど、そこらあたりがもう今回に限ってされるのか、あるいはもうずっとそれでいかれるのか、そこらあたりは町としてはどんなお考えですか。

○議長（酒見 喬君） 建設課長。

○建設課長（古澤 平君） これから先に行う工事につきましても、ほとんどが交付金を財源に充てますので、どうしてもその会計検査上ですね、この用地に付いてはどのような価格の設定をしたかということが、どうしても聞かれますので、これからのほとんどの町道改良工事等につきましても、特に交付金に関係するものにつきましては、鑑定価格によって用地価格を設定するという方向でいかなければ、だんだんならないような状況になっております。

○議長（酒見 喬君） 6 番議員。

○6 番議員（打越潤一君） ありがとうございます。

だいたい前の町の買収単価というとも、何を根拠にされていたかというのは私も建設課のほうにお世話になったときあたりを考えますと、何が基本だったかなということ、また税務課におきまして、土地評価価格ということを担当しまして、やっぱりそこらあたりを考えてみますと、そういうのが本当じゃなかろうかなという個人的には私もそう思っているところです。

あと、この1 番については最後になりますが、処分場完成と同時に地元住民が望む安心・安全な交通アクセスは間に合うかということを前提に、今までお尋ねしたわけなんですけれども、一応9月30日までにはどうも、今までお話しする状況からすると、間に合わない。現在の冷水線のほうを通らざるを得ないというようなことでございます。そんな中で、あそこの山水苑入り口といいますか、あそこあたりが最近もこっこの角っこの家に、ブロック塀に衝突して、ブロック塀が壊れている。車の被害はちょっと分かりませんが、本当、高速道路の高架下を曲がって左折する、この菊水のほうから来たときに、左折するというような、高速道路を超えてすぐ左折しなければならぬというようなことで、一番死亡事故とか、そういうのが起こらなければ安心なんですけれども、斜里無理そこば通らんと処分場が開設してもできないというようなことで、どうにか対策というか、安全推進員じゃなくて、何ていうんですかね、道路に旗ば持っていらっしゃる方、そういうのを設置しなければできないと思います。そこらあたりの分は一応町長、9月30日以降も恐らくできないということは分かっておるのが分かりましたので、事業団ですか、あっちのほうにもやっぱりそこらあたりの分を強く要望していただきたいと思いますが、町長、お願いします。

○議長（酒見 喬君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） 進入道路工事につきましては、当然、やはり住民の安全・安心な生活というのが基本になりますので、大牟田植木線からの進入道路、あるいは冷水線につきましてもそういった工事期間中、そして処分場への進入について、そ

減衰する。音は減るということですかね。だけん、実際の減衰率というとは、どれくらい距離が離れたら、どれくらい減衰するかということで、これはインターネットで私が調べたところの内容ですから、これが確実かということ、そうではありませんけど、だいたい恐らくそのような形じゃなかろうかと思います。16メートルで24デシベル、50メートルで34デシベルで書いてあるですもんね。そのくらい音が減るというようなことで、先ほどの私のところは400メートルだけん、この4倍です。だけん120デシベルぐらいは減るということで、120デシベルぐらい、離れとったら、これをクリアできるかというようなことで、この50デシベルということになると、恐らくオーバーしているんじゃないかと思うわけです。それで、この保全協定書にもやっぱり時間帯というか、そこらあたりの昼間あるいは夜間、そこあたりの分も環境協定の中にも含めないといけないんじゃないかかと思っています。ここで受任限度を超えるか否かを判断するための騒音値を、デシベルを策定することができると。騒音計を用いて騒音を測定しなくてはならないと、これは以前、違うところで恐らくこういう騒音に関しては、騒音値をされて、調査をされていることもあったと思います。だから、受任限度とは定性的な社会生活を営む上で我慢すべき限度のこと。逆にいえば、受任限度を超えていない騒音に関しては我慢しなくてはならないことを示す。超えている可能性が高いと判断できるということで、やっぱり環境保全協定を結ぶにはですね、今から町長が企業誘致あたりはして、南関町を潤すというようなことからすると、今までの分も遡ってされるか、あるいは今後の分以降はそういう時間あたりも入れてするか、そこらあたりをお尋ねします。

○議長（酒見 喬君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） まず、これからの誘致する分をするとか、これまでの分はということ、まったくあり得ないことでありまして、当然、そういった発生源が音あたりについてもですね、住民の方に迷惑をかけるということであれば、そういったことはその仕事のやり方あたりもいろんな検討をしていただいて、その基準値内に抑えていただくということはこれは当然の話でございます。そういうことで、今回の件につきましても、そういった音が気になるということであれば、町としても企業内の境界線で、そこが基準になりますので、当然その基準値はどうかということ測定しまして、そしてそれを超えているようであれば、町からも指導を当然することになると思います。今もう一つ言われた時間帯でということにつきましては、県の基準でそれぞれの時間で何デシベルということは決まっておりますので、そういったことをすべてクリアするような指導はしていきたいと思っております。

○議長（酒見 喬君） 6番議員。

○6番議員（打越潤一君） ありがとうございます。

先日、この質問書を出してからですね、まちづくり推進課のほうには一応企業のほうにもちょっと問い合わせ、夜間をされていたのはどういう状態だったのかというようなことを、ちょっと内容を尋ねてみてくださいということでお尋ねしておりました。そのことを課長、よろしいですか。

○議長（酒見 喬君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（大木義隆君） 議員から問い合わせがございました後、会社のほうにこちらからも問い合わせをいたしております。電力の安定供給のために、九州電力から会社のほうに作業時間のシフトを打診があったということでございました。それを受けまして、企業のほうは7月から9月まで、期間限定の取り組みとして夜間作業を行ったということでございます。期間としましては、6月30日の夕方、7月1日の早朝までなんですけれども、それから9月13日の朝までということで、現在はもう夜間作業はされていないということになっております。ただ、やはり騒音があったときにはやはりその情報等をいただきまして、調査する必要があったかなど。それ以前に、企業からこのような作業時間のシフトをするというときには、一応地元の方あたりにもご相談したほうがいいんじゃないですかということをお話しすればよかったかなというふうには思っております。以上です。

○議長（酒見 喬君） 6番議員。

○6番議員（打越潤一君） 今、課長の答弁によりますと、何か電力の安定供給というような、今、原子力が止まっておりますので、やむを得ない措置であるかと思いますが、夜間作業をする場合は先ほどおっしゃいました地元にも前もって相談をするとか、あるいはやっぱり夜間作業するにしても50デシベルという基準がありますので、そこらあたりをちょうど暑い時期でございますので、恐らくドアを開けるか、そこらあたりでやっぱり大分騒音量というのは違ってきますので、そこらあたりのご指導をお願いしたいところでございます。

まとめに入らせていただきます。騒音等は地域に住む者にとっても許容範囲がある。企業ともお互いに協力し合って、自分たちが生活する地域を大事にして、お互いに環境を守ってほしいものだということで、今回の一般質問は終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（酒見 喬君） 以上で、6番議員の質問は終了いたしました。

時間的にちょっと早いですけれども、11時8分まで休憩します。

-----○-----

休憩 午前10時56分

再開 午前11時17分

○議長（酒見 喬君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

2番議員の質問を許します。2番議員。

○2番議員（杉村博明君） 改めまして、おはようございます。2番議員の杉村です。よろしく申し上げます。

6月定例議会に続きまして、今回も一般質問の取りを務めさせていただきます。よろしく申し上げます。

私から2つの質問をいたします。まず、定住促進に関する補助制度等についてです。南関町では、転入者や定住促進に伴う各種の補助制度等があり、優遇されているが、長年当町で暮らしている方々との矛盾があり、ここ数年に南関町に転入された方には税制面でもかなり優遇されており、公平性に欠けるものと思っております。こういった公平性に欠けることをどういうふうに思うか伺います。

まだ、長年にわたり、町税を納めていただいている方には、これまでに町から優遇措置もなく、税金はしっかりと徴収されております。最近転入されてきた方々には多大な優遇措置が講じられております。これまでに納税されてきた方と、これから納税される方とのギャップはどのように対処していくかお聞きしたいと思います。

私は、転入されてきた方々への補助制度等が駄目だということではございません。誤解がないように付け加えておきたいと思えます。先ほど申したように、長年、南関町に住み、町税を納めている方々への配慮がなく、これから町税を納めていく方との優遇措置の矛盾があることを問い、転居されてきた方との公平性を保つためにも、何らかの措置が必要と思うがいかがかお尋ねしたい。

2番目に、行政改革についての質問をいたします。南関町では行政改革の一環として、これまで課の統廃合がされてきましたが、最近の職員の事務量や形態も以前とは変化や多様はしており、平成18年4月に行革での課の編成では、住民サービスの低下が懸念され、課の再編の見直しが早急に必要と考える次第でございます。

また、県内市町村はもとより、玉名郡内で課名の中には税務という言葉が付かないのは南関町だけだと思います。このことについていかが思われるかお聞きしたいと思います。

現在の住民課を住民税務課と変更はできないか、また平成18年の課の統合の折、課名が長いのは駄目だということで、また住民課には戸籍係や衛生係もあり、幅広い分野の課になり、結局は住民課でおさめた経緯があります。税務の名称が削られたものと記憶しております。

また、税務の名称を付かないで担当していた職員、私、職員時代は、業務遂行にあたり不便を感じていたところがあります。具体的には出張や業務で訪問した際に、

課名に税務と付かないため、一から住民課の税務何々係ですと説明から入れないと相手に理解してもらえず、苦慮して経験をもっております。今でも税務担当者は不便を感じているものと思っております。

また、住民課の仕事も多様化しており、住民の方が来庁された際には分かりづらく、住民課が大きすぎるため、住民サービスが行き届かない面もあると考えております。

また、住民課に国保税担当、福祉課には国民健康保険係があり、手続きに来られたら必ず2つの課を回らないと一度に手続きができない。年金手続きも同様であります。不便を強いられている面があると思っております。このような現在の課のあり方では、南関町の行政サービスの質が問われるものと考えております。

私からの提案ではありますが、保険係と税務係を一つの課として保険税務課にはできないか、また税務課単独での課を設けてはいかがか、現在の住民課では大きすぎるため、担当課長も行き届かない面もあるのではないかと考えております。

住民課では、衛生係、税務係、戸籍係と3つの大きな一つの課でもおかしくないのを一つの課、住民課でしておりますので、住民課長におきましては本当苦慮をされているものと思っております。平成18年以降にまちづくり推進課が出来ましたが、課名が長すぎるためにまちづくり推進課の「推進」を取り、まちづくり課ではできないのか、以上の答弁をお願いし、この後は自席にて質問を行います。よろしく申し上げます。

○議長（酒見 喬君） 2番議員の質問に対する答弁を求めます。町長。

○町長（佐藤安彦君） ただ今ご質問のありました2番、杉村議員のご質問にお答えいたします。

まずはじめに、定住促進に関する補助制度についてのご質問にお答えします。先日、日本創生会議、人口減少問題検討分科会の推計による消滅可能性都市として、896自治体が新聞に掲載され、南関町は2010年から30年間での20歳から39歳までの女性人口の予想減少率が52.0であり、消滅の可能性があるとされたことは、皆さまの記憶に新しいことだと思います。この情報をそのまま鵜呑みにするわけではございませんが、何らかの対策を講じなければ、それに近いことになる可能性はあるかも知れません。

現在展開している住んでよかったプロジェクト推進事業につきましては、平成の合併を選択せず、単独のまちづくりを目指すこととしたことで、町の課題であった人口減少への対策、定住対策を強化するために、平成23年度から本格的に取り組みを開始したものでございます。町の問題解決の糸口とするために、町内で会合を重ね、関係部署においてはそれぞれの事業の可能性、実施に伴う問題、事業効果等

について認識を共有し、実施につながったものでございます。補助事業や有利な起債を財源に充当するなど、財政計画を立て、年間1億円余りの事業費で実施をいたしております。町独自の事業でありまして、貴重な財源を活用していることから、補助金等については必ず税等の滞納がないことを確認しておりますし、またこの住んでよかったプロジェクト推進事業につきましては、5年間の実施と計画しており、今後ずっと継続して実施することが約束されている事業ではありません。また、今後とも検証して見直すことといたしております。また、事業次第では町内在住者と転入者との条件が異なる部分もございますが、この事業は人口減少に歯止めをかけ、定住人口を増やすことを目指して行っていることをご理解いただきたいと思います。

次に、行政改革についてのご質問にお答えいたします。南関町は、昭和61年12月に策定した第1次南関町行政改革大綱から、現在の第4次南関町行政改革大綱まで、町の活性化及び住民福祉の向上を目的として、簡素で効率的な行政運営を目指して、行政改革を進めているところでございます。特に平成18年3月に策定した第3次行政改革大綱では、109の実施プログラムを設定し、全庁的な取り組みを行いました。この中の組織・機構の整備では、10課1室あった課の組織を、7課へ再編・統合したところでございます。この後、まちづくりを進める中で、組織基盤の強化を図る必要から、平成22年7月にまちづくり推進課を創設し、現在に至っております。

昨日の本田議員のご質問にもお答えしましたように、現在におきましては、平成23年度から始まった地方分権一括法により、国から地方自治体に事務権限が移譲されるなど、日々変化している状況であり、住民サービスの向上や組織基盤の強化を図るためにも、今後は先ほど提案のありました組織の名称等も含めて、必要に応じ柔軟な体制を構築する必要があると思っております。

以上お答えしまして、この後の質問に対しましては自席よりお答えさせていただきます。

○議長（酒見 喬君） 2番議員。

○2番議員（杉村博明君） 今、町長のほうから答弁で説明いただきました。ありがとうございます。

私のほうからですね、定住促進に関する補助制度等はどうのような制度があるか具体的に担当課の課長より説明をいただきたいと思っております。よろしく願います。

○議長（酒見 喬君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（大木義隆君） 具体的な事業についてご説明を申し上げます。

まず、住宅取得等補助、これにつきましては、新築、また中古住宅購入、それからリフォームということを対象にいたしております。それから、この住宅取得等補

助で、新築で受けられた方につきましては、新築住宅の固定資産補助ということで、年間5万円を上限として補助を行っているところです。

それから、定住に関しまして申し上げますならば、転入者の引越奨励金というのがございます。1件につき上限5万円ということで補助をいたしております。借家、民間、公営、借家に転入してお住まいになられる方につきまして補助をするということがございます。

それから、新幹線通勤通学定期券購入助成ということで、南関町に住んでいただいて、定住促進ということでこの事業も行っているといえると思います。

それから、空き店舗等活用事業助成ということもございます。これにつきましては住民であるという制約はございませんけれども、南関町の空き店舗を活用して始業を展開していただくと、それが定住につながることもあると思われまので、これも定住促進の一環というふうに思っております。

それから、空き家バンク事業、これつきましても町は情報開示して、その物件等を見ていただくということまで行っております。これにつきましても定住につながる事業ではないかというふうに考えているところです。

以上、定住促進に関連する事業につきましては、以上のとおりでございます。

○議長（酒見 喬君） 2番議員。

○2番議員（杉村博明君） 今、担当課長のほうから制度について説明いただきまして、各種の助成、補助等があり、定住促進に関しては非常に優遇された措置で、私は先ほども申しましたように、この制度が駄目だということではありません。どちらかというと、私は賛成で、大いに活用していただき、南関町のほうに定住していただくなと思っております。

それに関して、矛盾点があると思って、私はこの質問をしております。転入された方にはこのような制度がありますが、以前から、私は生まれてからずっと南関町におりますけど、そういった方々で納税した方々にはそのような措置は今まで何もない。ただ納税徴収されるだけで、町税を徴収されるだけで、そういった方々には何もない。今まで納税されてきた方々の多大な貢献、そうやって南関町に貢献されてきた住民の方々、今から定住して住民となれる方と、そのギャップがあるかと思えます。そのへんを少しでもうめていただくなら私は思っております。そのへんを町長、どうお考えでしょうか。

○議長（酒見 喬君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） この制度全体につきましては、南関町の住民の方にも住宅の改築とか新築の制度、そういったものが該当しますし、子育て支援につきましても出生祝い金とか、結婚、いろんなことで該当するものがございますけれども、ただ

転入者と南関町に住所がある方が、制度によって内容が違うものはもちろんあります。そこにつきましては、先ほど答弁しましたように、やっぱりどうすれば人口減少に歯止めをかけることができるのかと。やはり交付税措置あたりにつきましても、人口という大きな数値になります、そういったものが必要だということを考えておりますけれども、杉村議員が言われておりますとおり、やはり長年、南関町に住んで住んでおられて、しっかりと税金も納めてこられた方、そういった方々がやはり転入した方々にあまりそういった制度が過ぎて、自分たちはどうなのかという思いをもっておられるというのはですね、私たちがまったくそういったことを考えないじゃないんですけれども、確かにしっかりこれまで町を支えてきたのに、やはり自分たちにはという思いがあるとするらですね、こういった制度でなくても、やはりそういったものに何かの皆さんが最終的にこの住んでよかったプロジェクト推進事業というのは、この町に住み続けてよかったということが目的でありますので、そういったことで住民の方に対しても、こういった制度になるか分かりませんが、そういった思いをもっていただくようなことができるとするならば、そういった制度の検討は今後していくべきかと思っております。

○議長（酒見 喬君） 2番議員。

○2番議員（杉村博明君） 今の件に関して、私からも一つ提案したいと思っておりますが、この矛盾を解消するために、町では60歳を機に祝うという形で、仮称ではありますが、還暦祝い金制度を設けて、35年以上、35年には限りませんが、30年以上とか、35年以上の町税を納付されてきた方のお祝いとして、何らかの町からのお祝いとしてできないかということを考えております。既に町税を35年以上納められたきた60歳以上の方も対象として、今後は還暦を機に祝いをするにしていかがかと思っている次第でございます。また、60歳の定年を機に、これからは元気で南関町を支えてもらうためにも、納税の上限に関わらず、一律1万円程度の商品券とか、そういったものを町から上げてはどうかと思っております。そのへんはいかが思われるかお聞きしたいと思っております。

○議長（酒見 喬君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） 非常に面白い制度ではあると思っております。今、南関町の高齢化率が3月末で34.2%に達しているということで、これからますますそういった率も高くなってくると思っております。60歳を機に、今現在65歳を退職とか、そういったこともありますけれども、一つの区切りとして60歳ということで、還暦をとということで、そういった区切りでもう一度南関町のために頑張りたいとか、やっぱりこれからはまちづくりに参加したい、そういった気持ちをもっていただくための趣旨だと思っております。そういった趣旨も面白いと思っておりますし、その内容、趣旨は理解

できますので、その内容とか名称を、その金額等につきましても、そういったものにつきましてはうちのほうのまちづくり推進協議会というのがありますので、そういった中でも協議をさせていただきたいと思えますし、それと一律1万円とか、そういったこともちょっと今出していただきましたけれども、そういったものにつきましても、もしもそういったことを検討するとすれば、以前。商工会のほうでも南関町2回ほどされましたけれども、南関町のプレミアム商品券ですかね、町内で使っていたくような商品券の活用等も含めて、そういった形の中で検討していくことが必要かと思えます。

○議長（酒見 喬君） 2番議員。

○2番議員（杉村博明君） ぜひ検討していただきまして、今まで納付されてきた住民の方々に少しでも町からお祝いとして、これからも元気に南関町を支えてもらうためにも、町から多少なりと御礼の気持ちを込めてやっていただければと私は思っております。よろしくをお願いします。

行政改革について、私のほうから課の統廃合について質問したわけなんですけど、私が先ほど申しましたように、住民課が非常に業務内容が幅広くなっております。そこで、先ほど税務の名前も名称も南関町ではありません。他市町村には、こういった形で課名の中に税務という名前が入っております。非常に南関町の税務の担当者としましては、非常にやりにくいところがあるかと思えます。ちょっと住民課長のほうにもお聞きしたいと思えます。そのへんをどう思われるか。

○議長（酒見 喬君） 住民課長。

○住民課長（菅原 力君） ご配慮いただきまして、ありがとうございます。

確かに、今、杉村議員からご指摘がありましたように、玉名郡市、市はもちろんでございますけれども、隣の和水町も一応住民という名前が入っておりますけれども税務住民課、それから玉東町、長洲町については、税務課ということで独立しております。確かに私ももう役場に入って30数年になって、一番最初の出だしが税務課だったということもありまして、税を取るほうからすれば、やはり住民の皆さん方に周知したりとかする面からいけば、税という名前が付いたほうがやりやすいというのは確かにあると思えます。そういうのはありますけれども、できたらそういった形がいいかなとは思いますが、私のほうからお答えできませんので、申し訳ありませんが、状況としてはそういった状況でございます。

○議長（酒見 喬君） 2番議員。

○2番議員（杉村博明君） ありがとうございます。

今、住民課長のほうに質問したわけなんですけど、ほかの町は税務課は税務課で税の仕事だけです。課長は税の部分だけでいいんですよ。南関町では今、環境衛

生、戸籍、税が、3つの部署があります。その中でも大きい、非常に町として重要な課であります。でも、その中でほかの、失礼ですけど、ほかの課長に対しては、一つの経済課長だったら経済課の仕事だけでいいんですよ。建設課だったら建設関係の課の仕事内容だけでいいんですよ。住民課長になりますと、先ほど申しましたように3つの係が、ざっと言えば係ですけど、その中で住民課長は住民との接する機会が非常に多いわけなんですね。そのへんが非常に苦慮されているかと、私は住民課におりましたので、そのへんの課長のご苦勞を私は今まで見てきた中で、こういった質問をしているわけなんです。行革の中で、もう何年も経っておりますので、平成18年から今までできておりますので、見直しをぜひ、この中でしていただければと思います。

この行革の平成18年できる前に、各検討委員会、係長級であって、また課長級で分かれて検討していった経緯があります。私はその当時、係長でありまして、その検討の中で他市町村を研修に行き、行革が進んでいるところに行きまして、課の統廃合をされた中で見てきたわけなんですけど、この中でもどうしても南関町があまりこの住民課の規模が大きすぎて、どうしても矛盾があると。住民サービスが低下してくるんじゃないかと、私は思っております。このへんを住民の方々にもっと住民サービスの向上を図るためにも、この課の再編をお願いしたいわけなんです。いかがでしょうか。

○議長（酒見 喬君） 総務課長。

○総務課長（堀 賢司君） 平成18年3月に策定しました第3次行政改革大綱の時代背景といいますのが、国から三位一体の改革がなされて、財政的に厳しくなる、地方交付税が今後削減されていくだろうと。それと併せて、単独でのまちづくり、合併をせずに単独でまちづくりを進めていかなければならないという時代背景の中で、やはり行政経費をできるだけ削減していこうと、効率的な行政事務をやっていこうという中で、第3次の行政改革大綱を策定し、それに伴いまして課の統合も含めて実施したところでございます。それから、時代が変わりまして、第4次行政改革大綱においては、組織機構の整備の中で、どのような視点で考えるかという中で、これは第4次行政改革大綱なんですけど、課の設置については情勢に応じた課等の適切な配置に努めますということを掲げております。

それから、係については、多様化する業務に柔軟に対応できる体制づくりを目指した係の再編を図りますと、この目的を掲げておりますので、町長の先ほどの答弁の中にもありましたとおり、時代とともに市町村に下りてくる事務量も増えております。そういう状況を踏まえながら、今後一番にやっぱり考えていかなければならないのは、やっぱり住民サービスの向上をいかに図るかという点が第一に考えて、

それからいかに事務が効率よく執行できる体制を構築するかという分を2点目に考えて、次に事務量の問題、職員の負担が果たしてその業務をすることにおいて負担が大きくなってきはせんかという部分を総合的に勘案しながら、今後、新たな課の新設、新たな係の新設に、第4次行政改革大綱の基づきまして進めていきたいと考えております。

○議長（酒見 喬君） 2番議員。

○2番議員（杉村博明君） 今、総務課長のほうから説明いただきました。

これは前向きというか、この再編につきまして前向きに考えとってもらっているのか、いかがでしょうか。

○議長（酒見 喬君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） 総務課長からの答弁がありましたけれども、前向きに考えとるということで理解していただいていると思います。

○議長（酒見 喬君） 2番議員。

○2番議員（杉村博明君） はい。ありがとうございます。

住民の方々のサービス向上に向けて、この課の再編を必要かと思っておりますので、ぜひ検討していただき、素晴らしい住民のための役場として、課の再編をお願いしたいと思います。また、住民の方々が来られてすぐ分かりやすい、一つの課で要件が、二つの課に国保関係で来られたら、戸籍のところに来て、また国保係に行ってしまう形になっておりますので、そういった手続きを一本化できるように再編をしていただきたいと思います。

もう一つ、私のほうから、先ほど申しましたように、平成18年以降に新しく出来ましたまちづくり推進課ですね、この課の名称が長すぎて、これはどうしても推進を入れなくちゃ駄目なのか、推進を取ってもいいんじゃないか、まちづくり課で十分通じるんじゃないかと思っておりますけど、いかがでしょうか。

○議長（酒見 喬君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） 名称ですね、まちづくり推進課といいますと、まちづくり課という実際同じような仕事をしているところで、まちづくり課ということもございます。うちのまちづくり推進課といいますのは、そのまちづくりをやはり町内の中心となって全体のことを本当に、本気で推進しようということもあって、そういったまちづくり推進という言葉が入ったと思います。私どもはそういった形で、特別長いという感じは受けておりませんが、やっぱり住民の方々からそういった分かりにくいという、そういったことがあるとするならば、その名称については何らまちづくり推進であっても、まちづくり課であっても、特別問題はないと思いますので、そこらへんも課の再編とか、そういったものも含めて検討したいと思

ます。

○議長（酒見 喬君） 2番議員。

○2番議員（杉村博明君） 町の行政の中心として、まちづくりの推進を図っていくためには、推進が必要な部分があるのかなど、今、話の中では思ったわけなんですけど、同じ課の中でもまちづくり課だけが行っているわけじゃありません。建設課もそうです。経済課もそうです。農業面でも経済課は一生懸命やっています。まちづくり推進課だけが町のためにやっていることではありません。事業は建設課、経済課、共に頑張っております。建設課に建設推進課と推進を付けるわけにもいきません。経済課にも推進を付けるわけにもいきません。まちづくり課で別にいいんじゃないかと、短くして、長ったらしく推進をわざわざ付けなくても、業務はできるんじゃないかと思っております。いかがでしょうか。

○議長（酒見 喬君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） 名称につきましては、まちづくり課であっても、まちづくり推進課であっても、そういった町が一生懸命やるという上ではまったく変わりませんので、名称に特別こだわっているわけではありませんので、それについては検討させていただきます。

○議長（酒見 喬君） 2番議員。

○2番議員（杉村博明君） できれば、この再編の検討をされるときに、課の名称につきましては、私が今行っている件に関しましても検討いただけたらと思っております。よろしくお願いします。

私のほうから、先ほど転入者の方々の補助制度等につきまして質問したわけなんですけど、先ほども申しましたように、駄目だということではありません、私はですね。どちらかというとな推進していきたいほうです。できるだけ、南関町の人口も増やしていただき、定住していただくためにも、この制度は必要じゃないかと思っております。私が言いたいのは、今まで納税された方との矛盾があるために、そのへんの少しでも今まで貢献されてきた住民の方々にも少し、先ほど町長のほうから言われましたように、商工会のほうからは以前、商品券を配布された経緯があります。こういった仮称ですけど、私が申しましたように、60歳を機に何らかのどこかで区切らないといけませんから、60歳定年、今まで仕事に勤められて、その中で町に町税を納められた方々にも少しは恩恵があってもいいんじゃないか、町として今まで何もない、この住民の方々のお陰で町もできているわけなんですから、そのへんも今から来られる方にもそういった制度を活用していただき、今まで南関町に住まわれて、仕事に勤められて、60歳定年を迎えられて、その中で南関町から多少なりとの商品券でもいただいて、これからありがとうございますという意味

